

新潟市水道モニター事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新潟市水道モニター設置要綱（以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき、新潟市水道モニター（以下「水道モニター」という。）の運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応募方法)

第2条 要綱第6条の規定による応募方法については、水道局広報紙（水先案内）及び水道局ホームページへの掲載により公募するものとする。

(謝礼)

第3条 要綱第9条の規定による謝礼の基準は、次の各号のとおりとする。

(1) 水道モニター活動全般 2,500円

(2) 所定の研修会、施設見学会、懇談会への参加1回当たり 1,500円

2 謝礼の支払い時期及び支払方法については、年度職務履行後、速やかに委嘱年度分一括して、口座振込により支給する。

(託児)

第4条 研修会への参加等により託児を要する水道モニターは、水道局と協議の上、領収書の提示等により託児費用相当額をその都度請求することができる。

2 前項に規定する託児費用相当額の上限は、託児1人あたり2,300円とする。

3 託児費用相当額の支払い時期及び支払方法は、請求の都度、速やかに口座振込により支給する。

(その他)

第5条 要綱又はこの事務取扱要領に定めのない事項については、その都度決裁を得て事務処理を行う。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年5月1日から施行する。